

企画競争実施の公示

令和2年9月23日

分任支出負担行為担当官
四国地方整備局
松山河川国道事務所長 西野 毅

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和2年度 不動産鑑定評価業務（伊予市）
- (2) 業務内容 松山河川国道事務所における用地取得等のために必要となる
(4) に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
- (4) 評価対象地域 依頼する業務の評価対象地域は、次に掲げる地域区分とする。
道路事業
伊予市内の宅地見込地地域、農地地域、林地地域及びその他の地域

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の四国地域の競争参加資格を有する者であること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加者の資格に関する公示（令和2年3月31日付け官報）に基づく再申請の手続きを行った者。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限の日から特定後に行う見積の時まで、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。

- (6) 業務に従事する不動産鑑定士が、企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する懲戒処分（戒告は除く。）を受けていないこと。
- (7) 企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第41条に規定する監督処分（戒告は除く。）を受けていないこと。ただし、地域を限定した業務停止処分を受けている場合において、業務停止処分を受けた地域が当該業務の対象地域と異なる場合は、この限りでない。
- (8) 平成22年度以降公示日まで的一件以上の不動産の鑑定評価の実績を有すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 発注者から直接説明書を交付された者であること。

3. 特定するための評価基準

- (1) 地価公示標準地の評価等に関する担当実績
- (2) 地価調査基準地の評価等に関する担当実績
- (3) 鑑定評価実績
 - 公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績等
- (4) 業務実施方針
 - 評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向、取引事例の収集方法、選択方法及び補正の考え方、鑑定評価手法の選定方針、鑑定評価結果の検証・照査等
- (5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4. 手続等

- (1) 担当部局
 - 〒790-8574 愛媛県松山市土居田町797番地2
 - 四国地方整備局 松山河川国道事務所 経理課 専門職
 - 電話 089-972-0035（内線220）
 - FAX 089-972-8057
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ①期間 令和2年9月23日から令和2年10月13日まで（休日を除く）8時30分から12時、13時から17時まで。
 - ②場所 4.(1)に同じ。
 - ③方法 交付の請求は、交付場所に備え付けの交付申請書に必要事項を記入し請求する方法、又は必要金額分の切手を添え、必要な説明書の種類と申請者の住所氏名を明らかにし請求する方法による。なお、郵送による交付を希望する場合は、予め4.(1)に申し出ること。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 令和2年10月13日（火） 17時00分
- ②場所 4.（1）と同じ。
- ③方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

5. その他

- （1） 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2） 関連情報を入手するための照会窓口は、4（1）に同じ。
- （3） 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- （4） 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用しない。
- （5） 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- （6） 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合に、特定した企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがある部分を除き、開示の対象となる場合がある。
- （7） 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- （8） 企画提案書の提出者は、企画提案書の作成にあたって、他の提出者と企画提案書の提出意思、企画提案書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならない。
- （9） 資本関係又は人的関係のある複数の者が企画提案書を提出することは認めない。
- （10） その他の詳細は説明書による。